

第 5 章

交付金制度の評価（交付申請段階以降）

5-1 はじめに

本省では、交付申請、交付金の運用、事業実施及び事後評価、その他交付金制度全般に関する交付金制度の評価について述べる。

5-2 目的

本章における目的は、交付申請や交付金の運用、事業実施及び事後評価に際して市町村の行う作業の詳細とそれらに対する市町村の印象等を明らかにし、交付金制度の交付申請段階以降の部分を市町村の立場からの評価を明らかにすることである。

5-3 調査方法

アンケート調査を実施し、そこから得られたことを基に目的を達成する。

アンケート調査の概要は第4章4-3で述べた通りである。本章に関連する部分についての各質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数を表5-1および表5-2に示す。

表 5-1 アンケート質問内容（第5章関連部分）

※平成 17,18,19 年度それぞれに関する質問の有効回答数

| 項目番号 | 質問内容 | 回答方法 | 有効回答数 |
|-------------------------|-----------------------|--------------|-----------|
| 3 交付申請について | | | |
| 3-1 | 年度ごとの内示金額は希望通りか | 選択式 | 43,66,59※ |
| 3-2 | 交付申請額は内示金額の何%か | 選択式（一部記述） | 43,61,52※ |
| 3-3 | 交付申請における問題点 | 記述式 | 14 |
| 4 交付金の運用について | | | |
| 4-1 | 年度ごとの交付金額・使用額 | 記述式 | 40,60,47※ |
| 4-2 | 年度間流用を行う理由 | 記述式 | 27 |
| 4-3 | 年度間流用を行う際の問題点 | 記述式 | 8 |
| 4-4 | 事業間流用の実施の有無 | 選択式 | 70 |
| 4-5 | 事業間流用の内容 | 記述式 | 10 |
| 4-6 | 事業間流用を行う際の問題点 | 記述式 | 3 |
| 5 事業実施及び事後評価について | | | |
| 5-1 | 事業実施の際の問題点の有無 | 選択式 | 70 |
| 5-2 | 事業実施の際の問題点の内容 | 記述式 | 4 |
| 5-3 | 事業実績報告書と交付申請書の記入内容の違い | 選択式 | 69 |
| 5-4 | 報告書と申請書の記入内容の違いの詳細と対応 | 選択式, 記述式(対応) | 18,11 |
| 5-5 | 事後評価の際の問題点 | 記述式 | 1 |
| 6 交付金制度全体についての意見 | | | |
| なし | 制度全般に対する感想, 意見等 | 自由記述 | 17 |

表 5-2 追加アンケート新規質問内容（第 5 章関連部分）

| 関連項目 番号 | 質問内容 | 回答方法 | 有効回答数 |
|------------------|------------------------------------|------|-------|
| ③ 交付申請について | | | |
| 3-2 | 環境省の過大内示，追加内示の際の説明 | 記述式 | 1 |
| 3-2 | 内示額と交付申請額が同額の理由 | 選択式 | 35 |
| ④ 交付金の運用について | | | |
| 4-2 | 年度間流用に関する環境省の指示の詳細 | 記述式 | 2 |
| 4-3 4-6 | 年度間，事業間流用実施の際に予算・決算の整合性をとるのに苦勞するのか | 選択式 | 29 |
| 4-3 4-6 | 年度間，事業間流用に関する意見 | 選択式 | 26 |
| ⑥ 交付金制度全体についての意見 | | | |
| なし | 前制度と比して事務が簡素化されていると感じる時期 | 選択式 | 53 |
| なし | 交付要綱・取扱要領に対する印象 | 選択式 | 54 |
| 3-3 | 事業の性格が異なるものについては個別に申請できた方がよいか | 選択式 | 54 |

5-4 調査結果及び考察

5-4-1 交付申請について

本節では交付申請について述べる。はじめに，環境省の内示と市町村の交付申請に関連する手続き等の基本的な順序を図 5-1 で示す。図 5-1 のように，環境省が所要額調査（内示に対して前年度に実施）を実施し，その結果を基に予算要求，内示が行われ，市町村は内示された金額を基に工事契約等を行い，必要となる金額を交付申請するという順序が基本である。

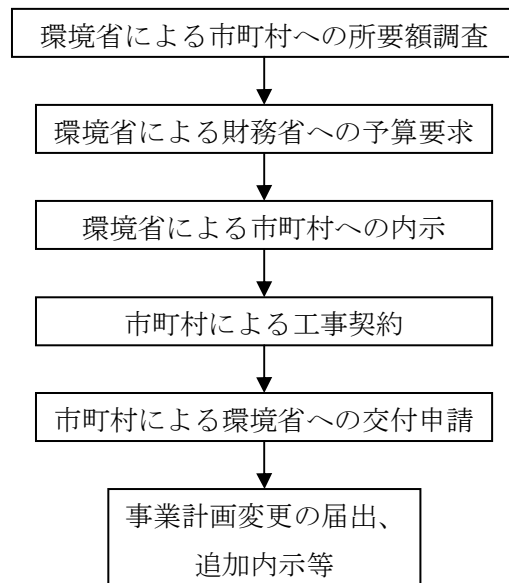


図 5-1 内示・交付申請に関連する手続き等の基本的な順序

5-4-1-1 各年度の内示金額について

各年度の内示金額（追加内示も含む）が市町村の希望金額（内示前の環境省による所要額調査に対して回答した金額）を満たしているかについて表 5-3 に示す。

表 5-3 各年度の内示金額は市町村の希望通りか

| | 平成 17 年度(n=43) | 平成 18 年度(n=66) | 平成 19 年度(n=59) |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 希望通り | 83.7% | 87.9% | 88.1% |
| 一部希望通り | 4.7% | 4.5% | 3.4% |
| 希望通りではない | 11.6% | 7.6% | 8.5% |

表 5-3 のように各年度の環境省からの内示金額が希望通りである市町村は平成 17 年度が 83.7%、18 年度が 87.9%、19 年度が 88.1%であり、概ね希望通りであるといえる。基本的に内示が行われるのは、前年度に実施される所要額調査と、その結果を基に実施される環境省と財務省との協議（予算要求）を経た後であるため、多くの市町村に対して希望通りの金額が内示されていると考えられる。なお、1 割程度ではあるが「希望通り」でない市町村があるのは、環境省の予算要求に対して財務省の査定で減額される部分があるためだと考えられる。

5-4-1-2 内示金額と交付申請額について

各年度の内示金額と交付申請額との関係について表 5-4、表 5-5 に示す。また、内示額と交付申請額が異なる理由について表 5-6 に示す。表 5-6 中の各年度の内示額と交付申請額が

異なる理由についてはその詳細を表 5-7, 表 5-8, 表 5-9 にそれぞれ示す。

表 5-4 内示額と交付申請額は同じか

| | 平成 17 年度(n=43) | 平成 18 年度(n=61) | 平成 19 年度(n=52) |
|-----|----------------|----------------|----------------|
| 同じ | 81.4% | 67.2% | 57.7% |
| 異なる | 18.6% | 32.8% | 42.3% |

表 5-5 内示額に対する交付申請額の割合別の市町村数

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| ～20% | 0 件 | 2 件 | 0 件 |
| 20%～40% | 1 件 | 1 件 | 1 件 |
| 40%～60% | 1 件 | 3 件 | 5 件 |
| 60%～80% | 1 件 | 4 件 | 5 件 |
| 80%～100% | 4 件 | 6 件 | 8 件 |
| 100%～ | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
| 合計 | 7 件 | 17 件 | 19 件 |

表 5-6 内示額と交付申請額が異なる理由

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 入札による事業費の減額 | 2 件 | 9 件 | 9 件 |
| 事業の遅延, 事業計画変更のため | 2 件 | 4 件 | 7 件 |
| 環境省の追加内示・過大内示による | 3 件 | 0 件 | 2 件 |
| その他 | 0 件 | 5 件 | 3 件 |
| 合計 | 7 件 | 18 件 | 21 件 |

表 5-7 表 5-6 中の内示額と交付申請額が異なる理由（平成 17 年度）の詳細

| 内示額と交付申請額が異なる理由（アンケートの記述回答） | 筆者による分類 |
|---|------------------|
| 入札減 | 入札による事業費の減額 |
| 入札による減額 | |
| 事業計画の一部変更及び実施設計, 入札差金による減 | 事業の遅延, 事業計画変更のため |
| 浄化槽事業において当初想定よりも設置数が少なかったため(その他事業では同額)。 | |
| 環境省追加内示による | 環境省の追加内示・過大内示による |
| 環境省の交付基本額が地域計画より多大になって内示された。入札により減額した | |
| 環境省の指示による | |

表 5-8 表 5-6 中の内示額と交付申請額が異なる理由（平成 18 年度）の詳細

| 内示額と交付申請額が異なる理由（アンケートの記述回答） | 筆者による分類 |
|---|-----------------|
| PFI 法に基づき公募を行った結果、事業費を大幅に縮減することができたため | 入札による事業費の減額 |
| 契約差金など | |
| 入札 | |
| 入札差額 | |
| 入札差額によるもの | |
| 入札により減額 | |
| 入札により事業費が減となったため | |
| 入札による契約金額の落差 | |
| 入札による事業費の減 | |
| 事業内容の精査による事業費の変更 | 事業の遅延，事業計画変更のため |
| 当初の整備計画提出時は予算案の額で提出のため異なった金額となった | |
| 事業の進捗による | |
| 浄化槽事業において当初想定よりも設置数が少なかったため（その他事業では同額）。 | その他 |
| 事業計画の一部変更及び実施設計，入札差金による減 | |
| 事業減，入札減 | |
| 地域計画承認の時期との関係で発注が遅れ，内示時の予定出来高に比べ申請額が減じた。 | |
| 廃棄物処理施設に関わる業者が談合により指名停止となり，工事着手まで不足の日数を要した。 | |
| 前倒し | |

表 5-9 表 5-6 中の内示額と交付申請額が異なる理由（平成 19 年度）の詳細

| 内示額と交付申請額が異なる理由（アンケートの記述回答） | 筆者による分類 |
|--|------------------|
| 契約差金など | 入札による事業費の減額 |
| 入札 | |
| 入札減 | |
| 入札差金 | |
| 入札差金による総事業費の減額 | |
| 入札により減額 | |
| 入札により事業費が減となったため | |
| 入札により実際の事業費は地域計画で承認されていた金額に対し減額となった。内示は地域計画レベルで行われた。 | |
| 入札による事業費の減額 | |
| 工事の精算による | 事業の遅延, 事業計画変更のため |
| 事故により発注が遅れ一部を翌年度へ繰り越したため | |
| 設計額での申請によるもの | |
| 設置基数の計画未達成 | |
| 当初予定に対して, 交付金対象金額が減額となったため | |
| 内示時の予定出来高に比べ申請額が減じた。 | |
| 事業の進捗による | 環境省の追加内示・過大内示による |
| 必要以上の内示額だったため | |
| 事業費に比して内示額が過大であったため | その他 |
| 交付申請は見送った。 | |
| 浄化槽設置整備事業の実績が上がらなかった。計画支援事業に請け負い差額が生じた。 | |
| 前年度分の地方繰り越し金にて全て対応したため交付申請なし | |

表 5-4 からいずれの年度においても内示額と交付申請額が「同じ」と回答している市町村の割合は「異なる」と回答している市町村の割合よりも多いことがわかる。しかし、内示額と交付申請額が「同じ」と回答している市町村の割合は年度ごとに減少している。これは交付金事業を実施する市町村が増加してきたので、それに伴い工事契約の入札による事業費の減額があった他、事業計画と実際の進捗とのずれが生じてきたためであると思われる。

表 5-5 を見ると、いずれの年度においても半数以上の市町村が、内示額に対する交付申請額の割合が 60%以上であるが、これは表 5-6 のように「入札による事業費の減額」を内示額と交付申請額が異なる理由としている市町村が多いためであるといえる。

表 5-6 の「環境省の追加内示・過大内示による」と回答した市町村に対してさらにその詳細を尋ねたところ、ある市町村からは次のような回答が得られた。「交付金総額（3 ヶ年）の 90%の金額を初年度に内示してあり、このことについては、当時環境省には旧補助金制度からの予算が残存しており、交付金制度自体が今後継続できるか不透明であるため、早期に交付したいのではないかと思われる。当自治体としては、この交付金額に見合った事業計画とすることは困難であるため、当初の計画通りに交付金請求を行った。」

表 5-4 において、いずれかの年度で内示金額と交付申請額が「同じ」と回答した市町村にはその理由を追加調査にて質問した。調査結果を表 5-10 に示す。表 5-10 中の「その他」の内容については、表 5-11 に示す。

「交付申請後に工事契約を行ったので申請額と内示額は同じになった」と回答した市町村には、さらに交付申請後の工事契約の際に入札による事業費の減額があった場合にその差額をどのように利用したかを尋ねたが、7 件のうち 5 件は「年度間流用・事業間流用により調整」と回答している。その他の内容は「複数年継続事業の初年度であるため、年度間流用を前提として内示額と同額の申請を行った」「追加内示等も含めた最終内示と同額」である。

表 5-10 内示額と交付申請額が同じになった理由 (n=35)

| | |
|--|------|
| 交付申請後に工事契約を行ったので申請額と内示額は同じになった | 7 件 |
| 交付申請前に工事契約を行ったが内示額と同額での契約であるため、申請額と内示額は同じになった | 7 件 |
| その年度には施設整備とそれに伴う入札による工事契約がなかったので申請額と内示額が同じになった | 3 件 |
| その他 | 18 件 |
| 合計 | 35 件 |

表 5-11 表 5-10 中の「その他」の内容

| その他の内容（アンケートの記述回答） | 筆者による分類 |
|---|---|
| 地域計画策定時に予定していたより、契約時には事業費が上回ったため、申請額と内示額が同じとなった | 複数年継続事業の初年度であるため、年度間流用を前提として内示額と同額の申請を行った |
| 町単費で調整 | |
| 内示（H17年度の内示額）後、入札を行い、3カ年工事の初年度(17年度)に内示額を合わせた形である。ただし、17年度は工期が短かったため、全額翌年度へ繰越をしている。 | |
| 交付申請前に工事契約を行ったが、契約額は内示額より低額であった。2カ年継続工事であり年度間流用制度があるため、工事初年度の申請額は、内示額と同額とした。 | |
| 年度間調整が可能であるので事業費が未確定のため、内示額で要望した | |
| 内示額に合わせて年度間流用を行った | |
| 全体事業費は入札により減額となっているが、事業初年度は同じになった | |
| 申請前に複数年工事の契約を行い、申請額と内示額は同じ。年度間調整により翌年度で調整 | |
| 3カ年の継続事業のため、初年度の内示額については工事割合の増減により額を充足させ契約額は最終年度で調整する | |
| 2年目は、初年度の申請により事業費が契約額と同額になった内示であるため、申請額と内示額は同じになった。 | |
| 2ヶ年継続工事となったため、2ヶ年での合計事業費は減額したが、1ヶ年目の事業費を調整（年度間流用含む）して内示額と同じにした。 | |
| 入札後に交付申請した | 追加内示等も含めた最終内示と同額 |
| 浄化槽設置者に対する補助金についての交付金であり、補助金の限度額と補助件数が決まっているため。 | |
| 交付申請は通常工事契約締結後に行うものであると考えられます。従って本事業の場合3カ年事業のうち、工事契約は2カ年（H18・19）となり、当該年度ごとに交付申請を行い、同額の内示を頂いております。 | |
| 契約後に交付申請をおこなったので同額 | |
| まず内示、それをベースに入札、契約。その後国からの内示増額があった。県と調整後、交付申請するため申請と内示は基本的に同額。ただし追加内示があれば異なる。 | |
| 申請後の工事契約はない | |
| 事業費確定後の交付申請のため | |

5-4-1-3 交付申請における問題点

交付申請，特に交付申請書作成時の問題点について表 5-12 に示す．表 5-12 中の各問題点の詳細については表 5-13 に示す．

表 5-12 交付申請における問題点 (n=14)

| | |
|-------------------------|------|
| 制度発足当初のため制度自体が不安定 | 5 件 |
| 工事内容の交付対象内外の判断および事業費の算出 | 4 件 |
| 内示額を満足させる点 (数字合わせ) | 2 件 |
| 書類等の記入方法・内容について | 3 件 |
| 合計 | 14 件 |

表 5-13 表 5-12 中の交付申請における問題点の詳細

| 交付申請における問題点 (アンケートの記述回答) | 筆者による分類 |
|---|-------------------------|
| 監督する立場にある都道府県との密接な調整．都道府県側も初めてのため申請書に添付する資料の調整に苦慮していた． | 制度発足当初のため制度自体が不安定 |
| 交付金制度の初年度であったので，交付申請書にのせる事業費の金額が全体なのか，当該年度分だけかがわからなかった． | |
| 制度当初でマニュアル等がなかった点 | |
| 制度発足当初のため，様式等の変更がたびたび生じた | |
| 平成 17 年度においてはマニュアルあるいは前例となるサンプル等が無く，また従来の補助金制度に比して大幅に簡素化されていたため，多少の戸惑いがありました． | |
| 交付対象外の工事内容 | 工事内容の交付対象内外の判断および事業費の算出 |
| 交付対象内外の事業費の振り分け．事務費諸経費の割合 | |
| 事業費の算出 | |
| 制度内容の把握 (交付対象外の範囲が不確定) | 内示額を満足させる点 (数字合わせ) |
| 実際の進捗内容との差異 | |
| 年間流用も事業間流用もありとなり，内示の増額に対応する数字合せ | 書類等の記入方法・内容について |
| 国の目標として，最終処分を減らすことを大きな目標としているので，減量化目標の設定に苦労した． | |
| 交付申請書と所要額 | |
| 交付対象と非対象のものについてわかること | |

表 5-12 の「制度発足当初のため制度自体が不安定」という回答には交付申請書の様式や記入方法等が変更されるという内容も含まれる．この意見と「工事内容の交付対象内外の判断および事業費の算出」という意見が大半を占めた．

また、アンケート票の「**6** 交付金制度全体についての意見」の回答で「廃棄物処理施設と浄化槽設置事業など事業の性格が異なるものについては、まとめて一括で交付申請するのではなく、別々に交付申請できたほうがよい」という意見が得られたので、追加調査でこれについてどう思うかを質問した。結果は表 5-14 に示す。

表 5-14 事業の性格が異なるものについては個別に申請できるほうがよいか (n=54)

| | |
|---------------|------|
| できるほうがよいと思う | 32 件 |
| できるほうがよいと思わない | 3 件 |
| どちらともいえない | 17 件 |
| その他 | 2 件 |
| 合計 | 54 件 |

表 5-14 より事業の性格が異なるものについては個別に申請できるほうがよいと考える市町村が半数以上あることがわかる。廃棄物処理施設と浄化槽設置事業は同じ役所内でも異なる部署が担当していることが多く、異なる部署間での調整やデータの収集が手間であるということが考えられる。

5-4-2 交付金の運用について

5-4-2-1 年度間流用の実施状況

年度間流用の実施状況に関して、年度間で交付金の前倒しまたは繰越しを実施した地域と交付金の年度間流用を実施する理由を表 5-15、表 5-16 にそれぞれ示す。

表 5-15 年度間で交付金の前倒しまたは繰越しを実施した地域

| | 平成 17 年度 (n=40) | 平成 18 年度 (n=60) | 平成 19 年度 (n=47) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 地域数 | 13 件 | 16 件 | 12 件 |
| 有効回答数に対する割合 | 32.5% | 26.7% | 25.5% |

表 5-16 交付金の年度間流用を実施する理由 (n=27)

| | |
|--------------------------|------|
| 諸事情による事業の遅延 | 14 件 |
| 事業費が確定していなかった, または変動したため | 6 件 |
| 環境省の指示 | 5 件 |
| 内示額を満足するため (数字合わせ) | 2 件 |
| 合計 | 27 件 |

表 5-15 の通り平成 17 年度は 32.5%，18 年度は 26.7%，19 年度は 25.5%の市町村が交付金の年度間流用を実施している。そして、年度間流用を実施する理由としては、表 5-16 から「諸事情による事業の遅延」「事業費が確定していなかった、または変動したため」が大半を占めていることがわかる。交付金の年度間流用は、市町村が事業の遅延等の不測の事態に対応するために役立っているといえる。

さらに追加調査で表 5-16 中の「環境省の指示」という回答の詳細について質問した。5 件のうち 2 件の回答が得られたが、いずれも「全く市町村の意向と関係の無い増額要請」というものであった。環境省側の都合により年度間流用を実施する市町村もあるようだが、これは市町村にとっては難点といえる。

5-4-2-2 年度間流用を実施する際の問題点

年度間流用を実施する際の問題点について表 5-17 に示す。

表 5-17 年度間流用を実施する際の問題点 (n=8)

| | |
|----------------|-----|
| 流用期間に制限がある | 2 件 |
| 予算の整合性をとることが困難 | 3 件 |
| その他 | 3 件 |
| 合計 | 8 件 |

表 5-17 のように「流用期間に制限がある」「予算の整合性をとることが困難」と回答している市町村が複数ある。「その他」には「書類記入に関してわかりにくい部分がある」「計算と説明に時間を要する」という回答が含まれる。「流用期間に制限がある」という回答についてだが、流用額の調整は基本的には翌年度で行わなければいけないと回答していた市町村があった。交付金制度の要綱・要領には流用期間に関して明記はされていないが、「地域計画の著しい変更を伴う場合には交付決定変更の申請に含めること」という記載があるため、2 か年以上に渡る流用は認められにくいと考えられる。

5-4-2-3 事業間流用の実施状況

事業間流用の実施の有無について表 5-18 に示す。

表 5-18 事業間流用の実施の有無 (n=70)

| | |
|---------|------|
| 実施した | 10 件 |
| 実施していない | 60 件 |
| 合計 | 70 件 |

表 5-18 より約 14%の市町村が事業間流用を実施していることがわかる。同時に事業間流用の事例も尋ねたが、事例の種類等には特徴や傾向は見られなかった。

5-4-2-4 事業間流用を実施する際の問題点

事業間流用を実施する際の問題点としては、3件の回答が得られた。いずれも「予算・決算の整合性をとること」に関する意見であった。

5-4-2-5 予算・決算の整合性について

5-4-2-2 および 5-4-2-4 で述べたとおり、年度間流用・事業間流用共に実施する際の問題点として「予算・決算の整合性をとること」があげられている。そこで追加調査にて予算・決算の整合性をとることに関して苦勞するかについて質問した。その結果を表 5-19 に示す。

表 5-19 予算・決算の整合性をとることに関して苦勞したか (n=29)

| | |
|-----------|-------|
| 苦勞したことがある | 37.9% |
| 苦勞したことはない | 62.1% |

表 5-19 より約 40%の市町村が予算・決算の整合性をとることに関して苦勞したことがあると回答していることがわかる。

5-4-2-6 年度間流用・事業間流用の仕組みについて改善すべき点

年度間流用・事業間流用の仕組みに改善すべき点があるかについて表 5-20 に示す。

表 5-20 年度間流用・事業間流用の仕組みについて改善すべき点はあるか (n=26)

| | |
|----------------------|-------|
| 改善されればよいと思う点がある | 23.1% |
| 今のままで十分であり特に改善の必要はない | 76.9% |

表 5-20 のように「改善されればよいと思う点がある」と回答した市町村は 23.1%であった。

「改善されればよいと思う点がある」と回答した市町村には具体的にどのような点が改善されればよいかを尋ねた。「継続事業に対する交付金の起債の仕組みを改善してほしい」という回答が 4 件であった。その他は「手間がかかり、わかりにくいが経験すれば十分可能」「法的な面の整備も含めて前倒し、後送り共に可能としてほしい」という回答が見られた。

5-4-3 事業実施および事後評価について

5-4-3-1 交付金事業実施の際の問題点

交付金事業実施の際に委託事業者・市町村・都道府県間の連絡・指導等について何らかの問題が生じるかについて表 5-21 に示す。

表 5-21 交付金事業実施の際の委託事業者・市町村・都道府県間の連絡・指導等について
(n=70)

| | |
|----------------|------|
| 問題あり | 4 件 |
| 問題なし | 61 件 |
| 連絡・指導等の必要がなかった | 5 件 |
| 合計 | 70 件 |

表 5-21 のように交付金事業実施の際の連絡・指導については、多くの市町村が特に問題はないとしている。「問題あり」と回答した市町村は 4 件であった。

「問題あり」と回答した市町村についてはその詳細を尋ねたところ、「交付対象の具体的な範囲がよくわからない」「書類作成（申請・実績関係）等の事務が複雑でわかりづらい」という意見が得られた。

5-4-3-2 事業実績報告書について

事業実績報告書の記入内容が交付申請書提出時の予定通りであったかについて表 5-22 に示す。

表 5-22 事業実績報告書の記入内容は交付申請書提出時の予定通りであったか (n=69)

| | |
|--------------------|-------|
| 予定通り | 71.0% |
| 概ね予定通り（僅かな金額の差異のみ） | 18.9% |
| 予定通りではない | 10.1% |

表 5-22 より約 70%の市町村が事業実績報告書の記入内容について予定通りであるということがわかる。

表 5-22 において「概ね予定通り」「予定通りではない」と回答した市町村に対しては、同時に予定通りでなかった点について尋ねた。事業実績報告書の記入内容で予定通りでなかった点を表 5-23 に示す。

表 5-23 事業実績報告書の記入内容で予定通りでなかった点 (n=18)

| | |
|---------------------|------|
| 想定していた総事業費および交付金所要額 | 9 件 |
| 事業の進捗 | 3 件 |
| 事業費財源の精算 | 2 件 |
| その他 | 4 件 |
| 合計 | 18 件 |

「その他」の内容については「交付対象部分の変更」「工期の変更」「一部の事業を繰り越したため」という回答があった。

表 5-23 の通り「想定していた総事業費および交付金所要額」「事業の進捗」が予定通りでなかったと回答している市町村が多い。5-4-1-2「内示金額と交付申請額」で述べたように、交付金事業の実施に伴い事業計画と実際の進捗とのずれが生じるので、その点を事業実績報告書に記入する市町村があると思われる。

次に事業実績報告書の記入内容が予定通りでない場合の対応について表 5-24 に示す。

表 5-24 事業実績報告書の記入内容が予定通りでない場合の対応 (n=11)

| | |
|----------------|------|
| 年度間流用による調整 | 5 件 |
| 交付申請・工事請負契約の変更 | 3 件 |
| 環境省・都道府県との協議 | 3 件 |
| 合計 | 11 件 |

表 5-24 を見ると、「年度間流用による調整」「交付申請・工事請負契約の変更」のように市町村で対応すると回答したところが 8 件、「環境省・都道府県との協議」により対応すると回答したところが 3 件であった。年度間流用等を利用して十分に対応できていると思われる。

5-4-3-3 事後評価（実績報告書作成・提出）の際の問題点

「事務費の割合（対象内外）がわからない」という意見が 1 件あったが、それ以外は特になかった。現在まででは事後評価（実績報告書作成・提出）についてはおよそ問題ないといえる。ただし、計画期間全体に対する事後評価を実施できている市町村はないので、交付金制度開始から 5 か年が経過した後に改めて事後評価の実施状況等について調査する必要があると考える。

5-4-4 その他交付金制度全般について

本節ではアンケート票「**6** 交付金制度全体についての意見」の回答からとりあげた、交付金制度に係る事務作業および交付要綱・交付取扱要領に対する市町村の意見について

述べる。

5-4-4-1 交付金制度に係る事務作業について

2-5「補助金制度との比較」で「市町村による交付申請等の事務手続きに関しては作成資料の全体量が減る等簡素化されている」と述べたが、アンケート票「**6** 交付金制度全体についての意見」の回答の中にも「事務が簡素化されていてよい」という意見が複数見られた。そこで、追加調査では市町村が特に事務の簡素化を感じる時期について質問したので、その結果を表 5-25 に示す。

表 5-25 補助金制度と比して事務が簡素化されていると感じる時期 (n=53)

| | |
|----------------------------------|-------|
| 地域計画を策定してから交付申請を行うまでの段階 | 20.8% |
| 交付申請を行ってから年度ごとの事業実績報告書を作成するまでの段階 | 18.9% |
| 全体的に楽 | 17.0% |
| 地域計画を策定している段階 | 3.8% |
| 特に事務が簡素化されているとは思わない | 24.5% |
| その他 | 15.1% |

表 5-25 の「その他」の内容としては「全体的に作成資料が少ない」「予算の消化段階」「県からの指導・指示は少なくなった」「事務が簡素化されたかに関わらずコンサル業者の関与は必要である」「補助金制度の事務を未経験なのでわからない」という意見があり、「補助金制度の事務を未経験なのでわからない」の回答は 3 件、その他はそれぞれ 1 件ずつであった。

表 5-25 から事務の簡素化を実感できると回答した市町村の割合は約 60%であり、実感できる時期では「地域計画を策定してから交付申請を行うまでの段階」「交付申請を行ってから年度ごとの事業実績報告書を作成するまでの段階」「全体的に楽」と回答した市町村の割合が大きいことがわかる。地域計画の策定作業はやや困難であるが、その後の交付申請等の事務作業は簡素化されており、市町村もそのように感じていると予想されたが、大体はそのような結果となった。しかし、「特に事務が簡素化されているとは思わない」と回答した市町村の割合が約 25%となっており、市町村によっては事務が簡素化されたようには捉えられていないことがわかる。

5-4-4-2 交付要綱・交付取扱要領について

市町村の循環型社会形成推進交付金交付要綱・取扱要領に対する印象について表 5-26 に示す。

表 5-26 交付要綱・取扱要領に対する印象 (n=54)

| | | |
|------------|-----|-------|
| 満足できる内容である | 7件 | 13.0% |
| 不満な点がある | 10件 | 18.5% |
| どちらともいえない | 37件 | 68.5% |

表 5-26 のように、「不満な点がある」と回答した市町村は 10 件であったが、「満足できる内容である」と回答した市町村はそれよりも少ない 7 件であり、「どちらともいえない」と回答した市町村が最も多かった。

「不満な点がある」と回答した 9 件の市町村にはさらにその内容を尋ね、「どちらともいえない」と回答した市町村からの意見も含めて 10 件の回答を得た。その内容を表 5-27 に示す。また、表 5-27 中の交付要綱・交付取扱要領に対する不満な点の内容の詳細について表 5-28 に示す。

表 5-27 より「不明瞭な点がある」という意見をあげる市町村が多いことがわかる。「不明瞭な点がある」と回答した 7 件のうち 4 件は「交付対象内外の取扱いについて不明瞭である」としており、さらにその 4 件のうち 2 件は「交付対象内外の取扱いに関連して、会計検査の際に問題が生じないかが不安である」という意見を出している。よって、交付取扱要領中の交付対象内外の取扱いに関する部分の記載が市町村にとって十分に満足できる内容でないことが考えられる。しかし、表 5-26 では「どちらともいえない」という市町村が多く、全ての市町村にとって強く改善が求められることではないといえる。

表 5-27 交付要綱・交付取扱要領に対する不満な点の内容 (n=10)

| | |
|-----------------|-----|
| 不明瞭な点がある | 7件 |
| 資料が多い | 2件 |
| 具体的なマニュアルがあればよい | 1件 |
| 合計 | 10件 |

表 5-28 交付要綱・交付取扱要領に対する不満な点の内容の詳細

| 不満な点の内容（アンケートの記述回答） | 筆者による分類 |
|--|-----------------|
| 不明瞭な点が多い | 不明瞭な点がある |
| 起債（一般廃棄物処理施設整備事業債等）についても触れてほしい 補助うら以外の起債対象になるもの、ならないもの とか・・・ | |
| 交付金対象内外の取り扱いが不明瞭である。 | |
| 交付要綱が不明瞭な分、会計検査の際、交付対象内外が特に問題が生じないか不安なところがある | |
| 工事費の歩掛り等が十分に整理されていない。交付金対象・対象外の整理についても不明瞭な点があり、会計検査を受けるにあたっては不安な面がある。（交付金制度での会計検査の内容が不明なことも） | |
| 詳細についての記述が無い場合があった。 | |
| 詳細説明がない。 | 資料が多い |
| 事業内容が多様なため、書類作成時には確認しながらしかできない | |
| 交付要綱・取扱要領が資料が多く、事業者側からの意見・注意点等がない。 | 具体的なマニュアルがあればよい |
| 具体的なマニュアルのようなものがあればよい | |

5-5 まとめ

交付申請、交付金の運用、事業実施及び事後評価、その他交付金制度全般について以下のことがわかった。

1) 交付申請について

- ① 環境省からの内示金額が希望通りである市町村は平成 17 年度が 83.7%，18 年度が 87.9%，19 年度が 88.1%であり、概ね希望通りである。
- ② 半数以上の市町村は内示額と交付申請額が同額であるが、その数は減少している。
- ③ 内示額と交付申請額が異なるときは、工事契約の際の入札により事業費が減額となったか、事業に遅れが生じて必要な事業費が減少したことが多い。同額の場合は、交付申請を行った後に工事契約を行う場合と交付申請前に工事契約をおこなったが内示額と同額による契約である場合がある。継続事業の初年度ならば、年度間流用を見越して内示額と同額の申請を行う市町村もある。
- ④ 半数以上の市町村は事業の性格が異なるものについては個別に申請できるほうがよいと考えている。

2) 交付金の運用について

- ① 平成 17 年度は 32.5%，18 年度は 26.7%，19 年度は 25.5%の市町村が交付金の年度間流用を実施している。
- ② 年度間流用を実施する理由としては、「諸事情による事業の遅延」が多く、交付金の

年度間流用は、市町村が事業の遅延等の不測の事態に対応するために役立っている。

- ③ 事業間流用は約 14%程度の市町村が実施している。
- ④ 年度間流用・事業間流用ともに予算・決算の整合性をとることが問題点となる。また、少数ではあるが年度間流用に関して、継続事業に対する交付金の起債の仕組みに不満をもつ市町村もある。

3) 事業実施および事後評価について

- ① 交付金事業実施の際の連絡・指導については、殆どの市町村では特に問題はない。
- ② 約 70%の市町村は事業実績報告書の記入内容が交付申請時の予定通りである。予定通りでなかった市町村は年度間流用や交付申請変更等を行い対応できている。

4) その他の交付金制度全般について

- ① 約 60%の市町村が補助金制度と比して交付金制度の事務が簡素化されていると感じている。
- ② 交付要綱・交付取扱要領の内容に満足している市町村は少ない。交付対象内外の取扱いについて不明瞭であるという意見があがった。

以上より交付申請段階以降における交付金制度の評価としては次の通りである。

交付申請では、環境省の内示金額は概ね市町村の希望通りであり、交付申請額も内示額と同額での申請が多いが、工事契約を行う時期や複数年事業の実施等の要因により様々な申請パターンがあり申請額も変動する。また、事業の種類異なるもの（特に浄化槽設置整備事業）について個別に申請できた方がよいと考える市町村は多い。

交付金の運用については、年度間流用が約 3 割程度の市町村で実施されており、市町村が事業の遅延等の不測の事態に対応するために役立っている。ただし、年度間流用、事業間流用ともに予算・決算の整合性をとることが問題となる。

事業実施および事後評価については、交付金事業実施は特に大きな問題もなく実施されており、事業実績報告書の内容も大半は予定通りとなっている。

その他交付金制度全般については、交付金制度の事務は補助金制度と比して簡素化されていると感じる市町村の割合は約 60%である。また、交付要綱・交付取扱要領の内容に対して満足している市町村は少なく、交付対象内外の取扱いに関する記述等に問題のある可能性がある。